

川越町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	14,646	5,828,827	304,803	865,188	14.8	14.6

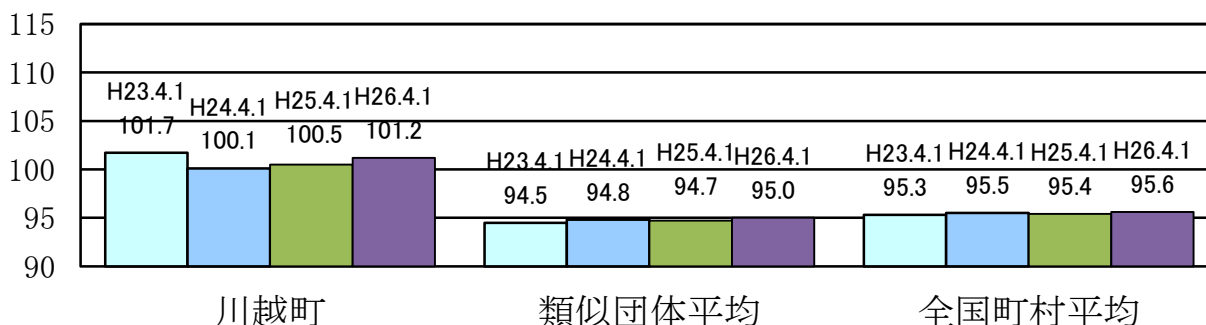
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	98	357,421	71,654	132,683	561,758	5,732	5,413

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

今後は、人事院勧告や三重県人事委員会勧告及び近隣市町の動向並びに民間企業等の経済情勢を鑑み、地域の実情を反映しつつ、適切な給与水準を目指す。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[**実施** 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均0.3%引下げ。1級（全号給）及び2級12号給までは引下げなし。3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。医療職（一）については引き下げなし。

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準0%に対し、川越町においては4.5%を支給。

（実施時期）平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引上げることとし、平成27年度は4%。

（参考）

	平成26年度の 支給割合	見直し後の支給 割合（H30.4.1）	平成27年度の 支給割合
国基準による支給割合	0%	0%	0%
川越町の支給割合	4%	4.5%	4%

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川越町	40.3 歳	321,200 円	389,217 円	357,772 円
三重県	43.3 歳	348,236 円	451,586 円	— 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.8 歳	306,845 円	351,142 円	330,988 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
川越町	56.3	5人未満	283,200	300,733	298,400	—	—	—	—
うち学校給食	*	*	*	*	*	調理士	42.6	261,000	*
その他	*	*	*	*	*	—	—	—	*
三重県	49.4	—	350,012	405,196	—	—	—	—	—
国	50.1	3,119	287,992	—	326,611	—	—	—	—
類似団体	51.2	6	282,123	298,281	291,334	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
川越町	4,812,296	—	—
うち学校給食	*	3,444,600	*
その他	*	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23～25年の3ヶ年平均)。
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
 ※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該欄はすべてアスタリスク(*)とし、対象となる職員数が3人又は4人の場合は、職員数の欄に「5人未満」と記載している(その他数値のない欄についてはすべてハイフン(-)としている。)

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		川 越 町	三 重 県	国
一般行政職	大学卒	178,800 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	149,800 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	133,100 円	144,500 円	—
	中学卒	—	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

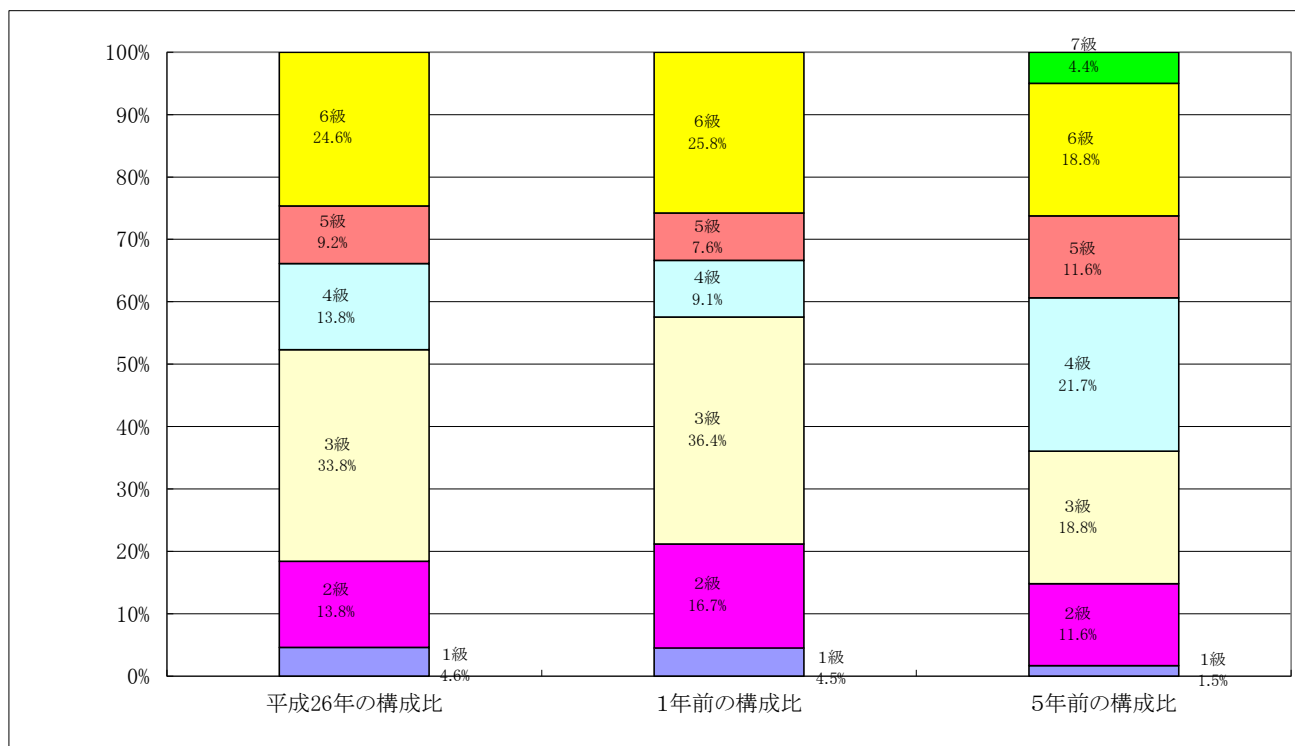
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	254,300円	327,100円	373,500円	402,800円
	高校卒	—	—	354,100円	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	参事	0人	0%	366,200円	456,200円
6級	課長・主監	16人	24.6%	320,600円	422,600円
5級	課長補佐・主幹	6人	9.2%	289,200円	400,600円
4級	係長・主査	9人	13.8%	261,900円	388,300円
3級	主任	22人	33.8%	222,900円	354,700円
2級	主事・技師	9人	13.8%	185,800円	307,800円
1級	主事補・技師補	3人	4.6%	135,600円	243,700円

- (注) 1 川越町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に8級制から6級制に変更し、平成19年に7級制を導入している(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

欠勤、休職がないことなどを根拠として昇給判定を行う。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川越町	三重県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,384 千円	1人当たり平均支給額 (25年度) 1,580 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 15%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

成績率に差を設けず一律支給している。

(2) 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

川越町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (3%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 15,517千円					

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、24 年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25年度決算)		12,780 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		114,111 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
川越町	3.0 %	112 人	0 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		104.2 (101.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績 (25年度決算)		272 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		17,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		14.2 %		
手当の種類 (手当数)		9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給 単価
町税事務及び国保事務従事職員の特殊勤務手当	税務課職員 町民保険課職員	町税滞納整理業務 国保税滞納整理業務	32 千円	日額 500 円
用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当	産業開発課職員	用地交渉業務	0 千円	日額 500 円
犬猫等死体処理に従事する職員の特殊勤務手当	環境交通課職員	犬猫等死体処理業務	12 千円	日額 1,000 円
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	直営診療所放射線技師	放射線取扱業務	120 千円	月額 10,000 円
直営診療施設の医療業務に従事する看護師の特殊勤務手当	直営診療所看護師	直営診療所医療業務	108 千円	月額 3,000 円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	29,317 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	329 千円
支給実績（24年度決算）	28,072 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	315 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000 円 配偶者なしの1人目	同		9,478 千円	193,428 円
	11,000 円 上記以外1人につき				
	6,500 円 満16歳～22歳の子の加算				
	5,000 円				
住 居 手 当	借家（家賃12,000円以上） 最高支給限度額 27,000 円 持家 3,400 円	異	国は、持家 支給なし	4,643 千円	96,722 円
	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 距離区分に応じ 1,000 円～24,500 円	異	交通用具使用者 について2km以上 から距離区分 に応じ支給	4,443 千円	40,394 円
	課長 53,700円 主監 41,900円 園長 42,900円 診療所所長 88,600円	異		14,541千円	581,624円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区分		給料		月額		額等	
給料	町長	840,000 円 (— 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額	855,000 円 / 507,500 円			
	副町長	651,000 円 (— 円)		680,000 円 / 404,600 円			
報酬	議長	327,000 円 (— 円)		408,000 円 / 218,000 円			
	副議長	260,000 円 (— 円)		340,000 円 / 174,000 円			
	議員	230,000 円 (— 円)		320,000 円 / 155,000 円			
期末手当	町長	(25年度支給割合)					
	副町長	3.95 月分					
退職手当	議長	(25年度支給割合)					
	副議長	3.95 月分					
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副町長	1月につき 給料月額×41.6/100	16,773,120円	任期終了時			
	備考	1月につき 給料月額×25.0/100	7,812,000円	任期終了時			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

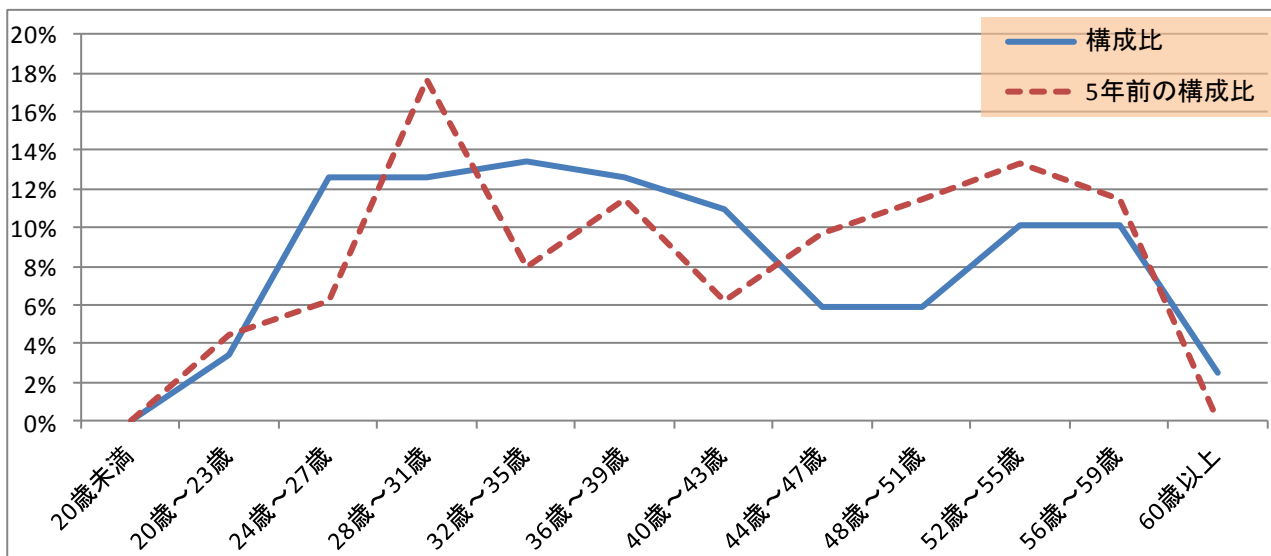
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年				
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 務 企 画	3	3	0		
		総 務 税 務	19	18	-1		
		農 林 水 産	9	9	0		
		土 木 生 産	3	3	0		
		民 生 生 産	5	6	1		
衛 生 生 産		27	29	2			
	計	9	11	2			
	計	75	79	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.94人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 83.53人)		
	教育部門	24	24	0			
	小 計	99	103	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.28人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数103.87人)		
会 公 営 企 業 等 部 門	水 下 水 の 道 道 他	道 道 他	4	3	-1		
		水 の 道 道 他	3	2	-1		
		水 の 道 道 他	12	11	-1		
	小 計	19	16	-3			
合 計			118 [125]	119 [136]	1	<参考>人口1万人当たり職員数 81.20人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。
 3 職員数には教育長を含んでいる。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0	4	15	15	16	15	13	7	7	12	12	3	119

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	26 年	過去 5 年間の増減数（率）
一般行政	74	75	74	76	75	79	5(6.8%)
教育	22	21	20	23	24	24	2(9.1%)
普通会計計	96	96	94	99	99	103	7(7.3%)
公営企業等会計計	18	18	18	17	19	16	△2(△11.1%)
総合計	114	114	112	116	118	119	5(4.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職 員給与費比率
25年度	千円 296,923	千円 △15,758	千円 37,441	% 12.6	% 13.4

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 4	千円 18,461	千円 3,085	千円 7,257	千円 28,803	千円 7,200	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越町	48.7 歳	412,303 円	600,055 円
市町村平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川 越 町		川越町一般行政職	
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,814 千円		1人当たり平均支給額 (25年度) 1,452 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5%～15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算5%～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

川 越 町			川越町一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分	勤続 20 年	21.62 月分	27.025 月分
勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分	勤続 25 年	30.82 月分	36.57 月分
勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分	勤続 35 年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 26,581千円			1人当たり平均支給額 1,325千円		

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、24、25 年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (25年度決算)		595 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		148,723 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
川越町	3.0 %	4 人	3.0 %

エ 特殊勤務手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

支給実績 (25年度決算)		57 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)		14,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		100 %		
手当の種類 (手当数)		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する 支給単価
用地交渉手当	上下水道課職員	用地交渉業務	0 千円	日額500円
水道料滞納整理手当	同上	上下水道料滞納整理業務	57 千円	同上

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	817 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (25年度決算)	204,368 円
支給実績(24年度決算)	2,171 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (24年度決算)	723,667 円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成 26 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)
扶 養 手 当	配偶者 13,000 円 配偶者なしの 1 人目 11,000 円 上記以外 1 人につき 6,500 円 満 16 歳～22 歳の子の加算 5,000 円	同		735 千円	183,625 円
住 居 手 当	借家(家賃 12,000 円以上) 最高支給限度額 27,000 円 持家 3,400 円	同		129 千円	32,300 円
通 勤 手 当	交通機関利用者 最高支給限度額 55,000 円 交通用具使用者 距離区分に応じ 1,000 円～24,500 円	同		117 千円	29,250 円
管理職 手 当	課長 53,700 円	同		635 千円	634,728 円